令和6年第3回長南町議会定例会

議 事 日 程(第2号)

令和6年9月5日(木曜日)午前10時開議

日程第	1	一般質問
-----	---	------

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程第1 議会運営委員会委員の補充選任について

出席議員(9名)

1番 太 田 久 之 2番 鈴 木 ゆきこ 﨑 康二郎 3番 宮 裕 4番 河 野 5番 岩 瀬 康 陽 6番 御園生 明 7番 松 野 唱 平 8番 森 川 剛 典 10番 加 藤 喜 男

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

副 町 長 佐久間 町 長 平 野 貞 夫 靜 夫 教 育 長 糸 井 仁 志 総務課長 河野 勉 企画財政課長 江 澤 卓 哉 特命担当主幹 小 澤 晴 元 福祉課長長谷 税務住民課長 松 﨑 文 昭 英 樹 健康保険課長 山 口 重 之 生活環境課長 三上 達 也 建設課長 産業振興課長 石 川 和 良 髙 徳 博 ガス課長金坂 教 育 課 長 三十尾 成 美智子 弘 教育課主幹 三ツ本 勝

職務のため出席した者の職氏名

事務局長今井隆幸 書 記 山 本 裕 喜

◎開議の宣告

○議長(松野唱平) 皆さん、こんにちは。

本日は公私ご多忙の中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまから令和6年第3回長南町議会定例会第2日目を開会します。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

○議長(松野唱平) ここで副町長から発言の申出がありましたので、これを許します。 佐久間副町長。

〔副町長 佐久間靜夫登壇〕

- ○副町長(佐久間靜夫) 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。 昨日、議会に送付させていただきましたガス事業会計決算書の附属書類の一部に修正がありました。 内容につきましては、担当課長より説明を申し上げます。大変申し訳ありませんでした。
- ○議長(松野唱平) 続きまして、ガス課長、お願いします。

[ガス課長 金坂美智子登壇]

○ガス課長(金坂美智子) 今回修正をお願いしたい箇所でございますが、決算書の附属書類の17ページと18ページでございます。

まず、17ページの収益費用明細書でございますが、支出の1款ガス事業費用、1項売上原価、1目売上原価でございますが、2億9,874万8,974円とございますが、正しくは2億9,869万3,886円でございます。

2項12目に記載のある使用ガス費用の5万5,088円を、本来であれば売上原価から差し引くべきところを差し引かなかったことによるものでございます。

2点目が18ページの固定資産明細書でございます。

こちらは導管と建設仮勘定の数字について修正がございまして、訂正が広範囲に及ぶため、表そのものを修 正させていただきます。

なお、修正いたしました決算書につきましては、後ほど差し替えさせていただきますので、よろしくお願い いたします。

○議長(松野唱平) それでは、議事日程のとおり進めさせていただきます。

◎議事日程の報告

○議長(松野唱平) 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長(松野唱平) 日程第1、一般質問を行います。

昨日からの一般質問を続けます。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。 また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

本日は、質問順位3番から4番までを行います。

念のため、ここで確認をします。

質問者については質問席へ移動し、要旨ごとに質問をします。答弁者については、自席で答弁をします。 質問者及び答弁者は、起立して発言をお願いします。

質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。

制限時間は原則1人1時間以内とします。

以上です。

◇ 加藤喜男議員

○議長(松野唱平) 通告順に発言を許します。

10番、加藤議員。

〔10番 加藤喜男質問席〕

○10番(加藤喜男) 10番の加藤でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問で、最近騒がれております水道水中の有機フッ素化合物の状況についてお聞きしようと思っておったんですが、所管がこれは水道部だということでありまして、また水道部にまた本町から出ている2人の議員に聞いていただきたいというふうなお願いをしておきたいと思います。

県・国から各水道のほうについては、この有機フッ素化合物を検査しなさいという通達が出ているかもしれません。人体に非常に影響があるとされている有機フッ素化合物についての状況を、また広域でお二方の議員に確認をしていただきたいなということでお願いをしておきます。

町でも昨日のあれで、水質検査を何か所か毎年やっておるわけでございますので、ひとつこの有機フッ素化合物、検査項目に追加していただいて、できれば工業団地ぐらいやっていただければということで検討をお願いしまして、本題に入ります。

まず、結婚相談、婚活パーティーの関係についてお聞きをします。

じわりじわりと迫る少子化でございます。2040年頃には、自治体の半分が消滅と言ったらおかしいですけれども、厳しくなるという話もあります。本町としましても、また、我が日本国としましても、ゆゆしき問題であるということであります。

この中、本町でも人口減少は確実に進んでおりまして、間もなく、近々ですか、来年あたりになりますか、7,000人を切ってしまうということ、1万5,000人が半分以下になってしまうという、このような状況でございますので、新生児の誕生を非常に願うわけでありますが、未婚の方におきましては、ぜひともよき伴侶を見つけていただきたいというわけでございます。

町では、本年度の当初予算で、結婚、婚活パーティーを計画するということで、その後の話では、業者に委託をするんだというところを6月議会あたり聞いた記憶がございます。その後のパーティーの関係、婚活の関

係の進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。

- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁求めます。 江澤企画財政課長。
- ○企画財政課長(江澤卓哉) ご質問のありました婚活パーティーにつきましては、これまで町や結婚相談員協議会が主催することによる安心感、さらに希望者が一定数いたことから、パーティーを実施する効果もあったものと考えております。

しかしながら、現在通年で結婚を考えている方を登録者として募集し、その方々の出会いの場のきっかけづくりとしてパーティーの開催を考えておりましたが、登録者が非常に少ない、現在6名という状況となっております。

これは、時代の変化とともに、結婚を考えている若い人たちが町や相談員に結婚を考えていることを知られたくないといったことや、他人に干渉されたくないといった理由などが考えられ、登録することやパーティーに参加すること自体が以前より敬遠されがちになってきていると感じております。

このような時代の変化を踏まえてか、千葉県でも結婚支援事業として、インターネット上の仮想空間である メタバースを利用した婚活イベントを、いわゆるマッチングアプリを活用した事業として行っております。

本町においては、婚活パーティーの実施を念頭に、結婚支援業務委託料を予算化したところでございますが、 先ほど申し上げた理由及び費用対効果を踏まえ、県に類似した事業の実施による婚活支援の検討や、また、新 たな視点として、結婚新生活応援事業として、国の補助金を活用する中で、結婚に伴う新生活を経済的に支援 する制度を創設し、若い世代の新生活を応援していくということを現在検討しておりますので、ご理解をいた だきたいと存じます。

なお、結婚相談員協議会による事業の実施は、相談員になる方の成り手がいないことから困難と考えられる ため、長南町結婚相談員協議会設置要綱については廃止をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

- ○議長(松野唱平) 10番、加藤議員。
- ○10番(加藤喜男) 今課長のほうから説明いただきました。ありがとうございます。

登録が6人しかいないということで、今課長のおっしゃったとおりなのかなという感じがいたします。 それで前向きな方向に進んでいく中で、千葉県がマッチングアプリというようなアプリを使って進めておる と。県に準じていきたいという話で今お聞きしたいと思いますが、このインターネットによる方法について、 もうちょっと何か詳しく、何か内容が分かりますか。もうちょっと素人が聞いて分かりやすいような感じで、 教えていただければと思います。

- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁求めます。 江澤企画財政課長。
- ○企画財政課長(江澤卓哉) インターネットを用いた結婚支援ということに関しましては、先ほど答弁させて いただいた中にもございましたように、マッチングアプリというのが1つございます。

マッチングアプリというものにつきましては、スマートフォンなどのアプリケーションを介して、結婚の相手ですとか、その手前である恋人ですとか、そういった方を探せるサービスということでございまして、流れ

としては、年齢、登録認証、プロフィールの作成などを済ませていただき、作成後に検索機能を使って、相手 方、異性のプロフィールをチェックすることができ、マッチングが成立した場合は、メッセージのやり取りが できるようになるといったものでございます。

こういったやり取りで距離が縮まりましたら、実際にお会いしてやり取りをするというのが一般的な流れになろうかというふうに思っております。

以上でございます。

- ○議長(松野唱平) 10番、加藤議員。
- ○10番(加藤喜男) 今の若い人ですから、スマホを使えない人はほとんどいないと思いますので、うまくい くのかもしれません。

県に準じるということでありますけれども、県の状況というのは少し分かりますか。

- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁求めます。 江澤企画財政課長。
- ○企画財政課長(江澤卓哉) 県の状況につきましては、先ほど申し上げましたように、インターネット上の仮想空間、メタバースといったものを利用したちばメタ婚という銘を打って支援活動を行っておりまして、今回行っておりますものについては、ちょうど昨日9月4日が一旦の参加者の締切りといったことで伺っております。

募集人数につきましては、男女とも各12人ずつの計24名ということで伺っております。

対象者として、県内の在住または在勤で結婚を希望される方で、20代、30代の独身の男女という方と、先ほどお話もあったように、ポイントといたしましては、スマートフォンですとかパソコンが使えるといったことが前提になってきますんで、そういったインターネットの環境を有している方といった方を対象に実施しているといったような状況というふうに伺っております。

以上です。

- ○議長(松野唱平) 10番、加藤議員。
- ○10番(加藤喜男) 分かりました。要するに県はもう動いておるということでございますよね。 それに準ずることが必要なのか、県に乗っかれば、県ですから県全体をやっているわけでありまして、あれ で。県に乗っかって、そういうことを若い人たちに周知していくという手法もありますか。
- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁求めます。 江澤企画財政課長。
- ○企画財政課長(江澤卓哉) 県が、申し上げたようなちばメタ婚を実施するような状況が具体的にどういった ものかというものを県にも問い合わせてみたところなんですが、県でもやはり始めたばかりの事業でございま して、モデル事業的な意味合いもあるといったところでございますんで、現状ではなかなか市町村を巻き込ん でまでといった状況にはなっていないようなことであるということなんですけれども、今後、県のさらなる実 施の状況ですとか、あとは、婚活パーティーについても、過去には広域連携して一つの市町だけではなくて、 複数の町が連携してやっているという状況もございましたので、こういったインターネットを使ったような支 援についても、また、一部は県という大きな存在がありますけれども、各市町村同士の連携とか、そういった

ものも今後踏まえた中で検討させていただきたいというふうに考えております。 以上です。

- ○議長(松野唱平) 10番、加藤議員。
- ○10番(加藤喜男) 県についても、試行といいますか、そういうことで今お聞きしました。県がうまくいけば、それに乗っかってもいいのか、乗っかるといったらおかしいんですけれども、県民ですから、みんな同じ土壌でいますからいいんですけれども、分かりました。十分費用対効果も考えながら、検討していっていただきたいと思います。

余談ですけれども、私の知っているカップルも、そういう関係で結ばれたというのを一組知っておりますんで、今の婚活パーティーよりもいいのかなと。時代に合っているのかなと思いますけれども、ひとつ十分検討して、町の人口を増やせるように頑張っていただきたいと思いまして、この質問は終わります。

次に、町では、年間に約50億円の予算でいろいろな事業を行っておるわけでございます。今回も9月ですから、前年度の決算がまだ審議をされるわけでございます。いろいろ町としても、いろいろな事業、土木事業化委託、いろいろなことを使って、お金を支払っていくわけであります。

町民の中には、決算書では分からない、もうちょっと詳しい決算の内容等を見てみたいなというような方も 中にはおられるかもしれません。

例えば土木工事では、どういう工事で、どういう契約をして、幾らかかったんだと。どの業者がやったんだ というようなことを、また、委託の事業では、こういう委託をしましたとか、業者名とか、内容とか、支払っ た金額、こういうのを出していただくと、これは秘密ではないわけでありますから、どうかなと。時代が時代 ですから、非常に書面で出す必要もないし、町のホームページ等で載せていただければ済むと。

また、各課は、それなりに自分が何をどれだけ使ったというのはもう整理できるわけでありますから、それを寄せ集めて、町はこういうところでお金を使いましたというようなことを、町民がパソコンを開けば最低でも見えるというような状況をつくっていただいたらどうかなと。これご提案でございますけれどもね。

納税者は、いろいろ気にする方も多分いらっしゃると思います。この辺ちょっと前向きに検討をしていただければなと思うわけで、この辺の考えについて、ご回答がいただければと思います。よろしくどうぞ。

- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁求めます。
 - 河野総務課長。
- ○総務課長(河野 勉) 各種契約関係の内容についてですけれども、町で指名競争入札ということで入札事業 を行った結果で、いろいろな事業のほうを実施しております。

この契約内容につきましては、千葉県内の市町村等で共同運営をしておりますちば電子調達システムというサイトで、全て閲覧ができるようになってございます。

また、このサイトに関しましては、町のホームページでリンク先のほうを掲載してございますので、住民の皆様、リンク先、町のホームページから閲覧ができるようになってございますので、どなたでも内容の確認ができるという状況になってございます。

以上です。

○議長(松野唱平) 10番、加藤議員。

○10番(加藤喜男) 分かりました。

今閲覧ができるというのは、主に土木工事関係というふうに見てよろしいですか。

- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁求めます。 河野総務課長。
- ○総務課長(河野 勉) 土木工事に限らず、一般競争入札で、いろいろ制限つき等ありますけれども、入札を 行った内容については全て見られるという内容になってございます。 以上です。
- ○議長(松野唱平) 10番、加藤議員。
- ○10番(加藤喜男) ということは、随意契約等でのものはないということで理解してよろしいですか。
- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁求めます。 河野総務課長。
- ○総務課長(河野 勉) 随意契約につきましては、各課で執行してございまして、件数もかなり少額なものから多いということで、現在町のホームページ等や広報等では公表のほうをしておりません。

しかしながら、随意契約につきましては、透明性を図る必要当然あると認識をしてございますので、お問合せあれば当然お答えするんですけれども、今後、町としましても、公表の基準や方法等について検討し、内容の公開について、前向きに考えていきたいと、このように考えております。

- ○議長(松野唱平) 10番、加藤議員。
- ○10番(加藤喜男) 分かりました。

電子入札等の関係については、見られますよということであります。金額をどこかで切らないと、これなかなか少額の契約もあるでしょうから、どこかで切って、町に何かのパソコン、町の中にプラットフォームをつくって、そこに各課がアクセスすると、そこでもうまとまるというようなことで、決算でないとできませんので、決算でこういう状況になりましたということをまたご検討をいただければと、ご検討いただけるということも今お聞きしましたので、前向きにご検討いただければと思います。

以上です。

次に、花火大会ということでお聞きをしたいと思います。

花火大会における役場職員の働きということでございます。

久しぶりに開催されました合併70周年を記念して花火大会が行われたと。幸い今年は天候に恵まれまして、 私も地元の山の低いところから見させていただきました。大変きれいでございました。昔のように大きな尺、 2尺はないので、それはしようがないでありますけれども、最高の花火であったというふうに思っております。 この花火大会、費用対効果、いろいろ興味のあるところでございますが、この大会には、役場職員が休日を 返上しまして動員と言ったらあれですけれども、働いてくれておるということでございます。

そこで、これお聞きするわけでございますが、このお仕事が公務なのか。公務とすれば、どなたが命令をして、時間外を勤務しているのか。また、何人ぐらいが動員されたか等々、あとはこの労働と言ったらおかしいですけれども、働いたその対価はどうなっておるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長(石川和良) 花火大会につきましては、令和元年以来5年ぶりに開催したところでございます。 花火大会は、町観光協会で実行委員会を組織し、主催となっております。

実行委員会の団体は、観光協会、商工会、農林業生産組合等連絡協議会、青色申告会長南支部及び町で構成 されており、準備から片づけまで、各団体それぞれから従事者を選出していただき、作業を実施しております。 町は実行委員会の構成団体であることから、職員は公務として当たっております。このことから、時間外勤 務命令は、各課長等管理職から職員へしております。

職員数につきましては、従事していただいた職員数は、準備、当日、片づけを延べ252人、従事時間につきましては、当日の午前9時から12時の3時間、午後は1時から10時までの9時間、片づけ作業につきましては、午前9時から午後4時までの6時間でございます。

対価につきましては、時間外勤務の処理については、代休とさせていただいておるところでございます。 以上です。

- ○議長(松野唱平) 10番、加藤議員。
- ○10番(加藤喜男) 分かりました。

なぜこれを聞いているかといいますと、私も過去に役場職員でお世話になったときに、花火大会、いろいろ 暑い中やりました。この延べ二百何十人の職員の方々もこの今年の暑いさなかに、大変だったろうと思います。 夜も暑くて、よく誰も、熱中症になったかどうか分かりませんけれども、あまり聞いていませんから、大丈 夫だったんでしょう。

これだけ働いていうことで、これ公務ということで課長が命令をしたということで、公務ですから、作業中の事故については、公務のほうの災害で補塡、面倒見てくれると。

聞くところによりますと、ほかでまた保険にも入っていたよという話も、ちょっと課長のほうから聞いておりますんで、それはよろしいんですけれども、これを代休を取ってもらうというようなことを今お聞きしたんですけれども、できればこれ延べ二百何十人で換算しますと、何百万の多分人件費に多分なるんでしょうけれども、代休ではなくて、金銭で払ったらどうかというようなことを思っておったので聞いたわけでありますけれども、これは課長に聞きますと、役場職員だけがこれをやっているわけじゃなくて、さっきお話しいただいた各種団体がみんな出てきて、言ってみればボランティアのような形でやっておるんだよと。役場職員だけ云々という話は、金銭的に払うという話はいかがかなと。ちょっと厳しいですねという話を聞いて、なるほどなということで思ったわけでございます。

金額とすれば、町から花火大会に数百万ぐらい何か出しているということ。それから、人件費を考えれば、 これも100万以上の単位だと思いますけれども、計、町から花火大会について相当な金額が出ていっておるわ けで、冒頭にも申しましたが、費用対効果がどうなのかなというところもありまして、それはまた後で別の件 でお聞きしたいと。機会があればと思いますので。

今後もあるのかどうか分かりませんけれども、この辺また少し職員の動員に関して、知恵を出していただければと思います。

役場職員以外の人は、これはボランティアですと。反対に言えば、役場は代休をもらえるんですということ

で、ここにもちょっと逆の差が出てくる可能性もありますね。役場職員もボランティアなんだということであれば同じことになるんでしょうかね。その辺また知恵を出していただければと思います。

町長にお聞きしますけれども、この大会70周年で盛大にできたわけですけれども、来年はまたどういうふう な考えがあるか、もし考えが決まっておれば、少しお聞きしようかなと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁求めます。 平野町長。
- ○町長(平野貞夫) この花火大会は、これまでは観光協会主催でやっています。観光協会で実行委員会を組織して、実際の運営は実行委員会。これまで町は、実行委員会のメンバーにもなっていなかったということで、 先ほど加藤議員からおっしゃったように、ほとんどの準備作業から当日の運営まで、職員が携わっております ので、これはやっぱり町が何らかの形で意見を述べられる場を設けてもらわなくちゃいけないんじゃないかと。 そういうことで、今年から実行委員会のメンバーに入れてもらって、代表を数人送っています。

最終的には観光協会が主催で、それを実際に行うのが実行委員会ですけれども、観光協会で全て開催の決定 はしています。ですので、私は今まで開催についての決定とか日程調整とか、そういった相談は一切受けてい ません。ただ、そういうふうに決まったということを聞いているんで、恐らくこれからはもうそういう形にな るんじゃないかと思っています。

ですけれども、先ほど言いましたように、実行委員会のほうに職員を送っていますので、実行委員会のそういう代表の職員を通じて、町としての意見もしっかり伝えていきたいというふうに思っています。 以上です。

- ○議長(松野唱平) 10番、加藤議員。
- ○10番(加藤喜男) ありがとうございました。

要は観光協会及び実行委員会がやると言えばやるというようなことで、町長がやるということではないということで、理解をさせていただきました。ありがとうございました。終わります。

次に、新型コロナワクチンの接種についてということでお聞きをするわけでございます。

ほとんどの薬は、副反応、副作用といいますか、あるようでございまして、また、新型コロナワクチンのメッセンジャーRNA型も当然副作用があると思います。

現在、新型コロナワクチンの後遺症で病んでいる人は多くいるようでございます。

先月の末で予防接種救済制度による申請は8,667件、うち4,098件が認定されているようで、まだ未審査、審査まで行っていないという方が4,000件ぐらいあるというふうに聞いております。

また、死亡一時金や葬祭料が出るワクチンでの死亡の認定は、今のところ210件程度のようであります。

このワクチンの予防接種による健康の被害ですが、日本におきましては、1977年頃から各種ワクチンの接種が始まりまして、2021年までの過去45年間のワクチンでの被害者認定数は3,522件、うち死亡認定は151件のようであります。

45年のワクチンとは大体大きくいっぱいありますけれども、三種混合ワクチンとかBCGとか日本脳炎等で亡くなった方は151件のようでございます。

ところが、ここ数年間の新型コロナワクチンでの被害認定は、先ほどの4,098件、死亡認定は210件で、ここ

数年の被害者数が過去45年の被害者数を超えてしまったという状況にあるようでございます。

このように新型コロナワクチンにより多くの被害が出ているにもかかわらず、政府、当時の担当大臣等はこれに目をつぶり、ワクチンの接種を推し進めてきたように思います。

また、大手の報道機関等については、政府等に忖度しているのか分かりませんけれども、外国の薬品メーカーに忖度しているか分かりませんけれども、ほとんどこの状況を話す、報道することが今までありませんでした。

このような中、先月の8月の末ですが、NHKが朝の生活情報番組でありますあさイチという番組があるようでございます。この中で約1時間を費やしまして、コロナワクチンでの後遺症の関係について放送しました。 水曜日の朝8時という放送時間ですから、ご覧になっていない方も多いと思います。私も最近あまりほとんどテレビを見ませんので、ちょっと偶然にこの番組を見つけたわけでございます。有料な再放送でも見られるようですので、興味のある方はご覧いただければと思っています。

ついにNHKとしても、被害が増加していることから、その状況を報道せざるを得なくなったと思います。 今でもワクチンの被害は増加しているようでございます。

このような中、国は10月より高齢者などを対象に定期接種する方針を決めました。専門家等による会議で議論をして、正式に決定するようだということに報道されております。

この秋からインフルエンザと同様に、原則接種費用の一部負担が求められる定期接種が行われるようですが、 10月から開始される定期接種の進め方について、今分かっている範囲で教えていただければと思います。

- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁求めます。
 - 山口健康保険課長。
- ○健康保険課長(山口重之) 新型コロナワクチンの予防接種につきましては、令和6年3月末で特例臨時接種 は終了し、令和6年4月以降については、個人の重症化予防により、重症者を減らすことを目的として、予防 接種法のB類疾病に位置づけられ、法に基づく定期接種として実施することになっております。

これにより、65歳以上の方と60歳から64歳まで一定の基礎疾患を有する方が対象となり、本町では3,400名弱の方が対象になると予想しております。

現在、先ほど加藤議員からもお話がありましたように、10月1日から接種が開始できるように、接種を行う 茂原市長生郡医師会と予診票作成等の協議を重ねており、9月下旬には予診票を郵送する予定です。

本年度は、町による集団接種の予定はございません。以上です。

- ○議長(松野唱平) 10番、加藤議員。
- ○10番(加藤喜男) 昔から疑問に思っているんですけれども、何ですかね、病気を持っているとか、そういう方を救うために接種をするんですよということでありまして、どうも何かそういう方は反対にしないほうがいいんじゃないかなということを思うところでございますが、三千何百名の該当者がおると。その中に私も入るということでございますが、ワクチンのメッセンジャーRNA型、最近はいろいろ種類がありまして、違うワクチンも開発されておるようでございますが、これ本当に効果があるのかなという疑問があるわけでございます。

いろいろな情報によりますと、未接種の方より接種された方のほうがコロナにかかる割合が高いというデータがあるわけでございます。皆さんの周りにも、ワクチン何回も打っているけれども、何回もかかっているよという方がおられるかもしれません。せんだって、町長も検査しましたがということで、一部宴会の席に来れなかったことがあったかなということで思っておりますが、あまりこれ打ち過ぎるとどういう、いかがなものかなというふうにいろいろ思うわけでございます。

私は、ワクチン・薬は、基本的にはこれは毒なんだということを思っておるわけでございます。体の中に入れば、体はこれを異物としてどうしても判断してしまいまして、そこで免疫が働きまして、頑張りますと、そこで発熱をして、免疫が頑張っているんだなということで、無駄に免疫に頑張らせているということもあるんじゃないかなと。その分、免疫力が低下しまして、発症しなくてもいいのに発症してしまうと。免疫力が高ければ、それは皆うつるんですけれども、問題は発症するか発症しないかでありまして、発症しても治りが早いというのではないかというふうに思っておるわけでございます。

よく最近、帯状疱疹が多いんだということをテレビ等で盛んに話をしまして、放送しまして、それにはワクチンだということで、さらにまたワクチンを打たせようということを言っているわけであります。

人間は、免疫力が下がれば、これ水ぼうそうですかね、体の中にそのウイルスはいつもいるんだと。ただ、それが出てくるか出てこないかは、各自の免疫力によるんですよということを言われております。ワクチンを打って免疫力が下がれば、潜んでいたウイルスが活動を始めるというのではないかなと思っておりますけれどもね。まずは免疫力を高める。下げない。これが一番我々がしなくてはいけないことではないかなということを思っておるわけであります。

昔からもそうですけれども、ワクチンは、製薬会社のこれ稼ぎ頭なんですね。薬というものは、病気になったから頓服を飲むと。薬を飲むということでよろしいんですけれども、このワクチンは、健康な人を対象に持たせると。打ってもらうということで、非常に今その打つ先が広がると。最近のワクチン、最近というか、このメッセンジャー型もそんなにコストがかかっていないワクチンなふうに聞いておりますんでね、結構、製薬会社もウハウハだということで、既に海外のメーカーに払った金は1兆円を超えるということで、日本からどんどん金を持っていこうというようなこともあるのかもしれません。

そこでお聞きするわけでございますけれども、多くの方が、ここにいる8割以上の方が3回以上はもう多分接種していると思います。この新型コロナワクチンで、被害も先ほどのとおり全国では出ております。あの数字は氷山の一角でありまして、実際はもっと多く出ているだろうと思います。あの申請は非常に大変でございまして、膨大な書類を作って出さないと、受け付けてくれないというような書類のようであります。

そんなことで、本町には、そういう方が窓口に被害があってどうなのと。困っていますよということ。前に もお聞きした記憶がありますけれども、時間もたちましたので、その後、そういう相談が町にあるのかどうか、 お尋ねします。

- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁求めます。 山口健康保険課長。
- ○健康保険課長(山口重之) 本町では、申出はございません。 以上です。

- ○議長(松野唱平) 10番、加藤議員。
- ○10番(加藤喜男) 今のところ申入れはないということで、今後もないのかもしれませんけれども、皆さんの周りで、急に何か亡くなっちゃったんだよという方が私の周りにもいます。若い方で、普通コロナで亡くなるのは、相当入院して、もうだんだん悪くなって死ぬのがあれですけれども、急にころっと逝っちゃうのは、どうもこれコロナでは逝ってないなと。ワクチンということが全ては言えませんけれども、ワクチンも大いに関係をして、心臓関係が非常に侵される。脳のほうも分かりませんけれども、あと筋肉ということで、非常に亡くなっている方が多いと。皆さんの周りにも、最近急に亡くなっちゃったよという方がいるんだろうと思います。でも、これがなかなか表には出せません。

ご存じのとおり、今、長南聖苑は、火葬場は非常に混んでおります。一般的に、日本人は毎年このくらい死んでいくだろうという年齢も加味した想定があるんですけれども、それをはるかに超える日本人が死んじゃっていると。予想よりも超過していると。これは超過死亡というようなことでありますけれども、そういう状況であるんで、これ気をつけなくちゃいけないと思います。

ワクチンの接種の数値を出す場合には、こういう情報も一緒に提供して、本当にいいのかなということで判断を仰ぐようにしていただければと思いますが、これはご検討をいただきたいと思いまして、この質問を終わります。

次に、地震災害時の対応ということで、一番困るのは、夜、停電で、大地震が来て、物が倒れて足の踏み場がないと。分からないということで、私は常に最近は、枕元に懐中電灯と安全靴のように丈夫な靴を置いて、皆さん、子供も全て寝ましょうよということを言っております。まずは、歩けなくてはどうにもなりませんので、昼間の災害は何とかいいんですけれども、この辺をまた町も一生懸命周知をしていただければなと思うところでございますけれども、この間、NHKの日曜の朝やっています討論番組がありますよね。円卓でコメンテーター等がやるわけですけれども、カメラは周りからぐるぐる撮るわけで、ちょっとの瞬間、机の下が映ったんですね。ちょっと見たら、白いヘルメットが下げてありました。

地震でテレビ局が揺れますと、上には私も行ったことありませんけれども、いろんな機材がぶら下がっているわけでありまして、そこでヘルメットを置いてあるんだなということがよく分かりました。

今回、学校関係のことで教育長にお聞きするわけですけれども、町にも聞きますけれども、地震が来たとき にどういうふうに児童・生徒、教職員を守るグッズがあるのかどうかということを、まずは教育委員会にお聞 きしたいと思います。

- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁求めます。
 - 三ツ本教育課主幹。
- ○教育課主幹(三ツ本 勝) それでは、児童・生徒、教職員につきましては、私のほうから答弁させていただ きたいと思います。

小学生は、防災頭巾を準備し、通常時は座布団として活用され、地震などの発生時には素早く頭巾をかぶって、避難できるようにしています。

中学生は、自転車用のヘルメットを地震時にも活用できるように机の脇にかけ、地震発生時にはすぐにかぶって避難できるようにしています。

徒歩通学の生徒につきましては、かばんなどで頭を守って避難するような形になっています。

また、教職員につきましては、小・中学校ともヘルメットがあり、地震時には着用して避難できるようにしています。

以上です。

- ○議長(松野唱平) 10番、加藤議員。
- ○10番(加藤喜男) 分かりました。

防災頭巾が、ちょっと僕もよく分かりませんけれども、小学生は非常に体格の差が多うございますんで、ヘルメットというわけにいかないということで、防災頭巾ということですけれども、中がどういう構造か分かりませんけれども、それなりに効果はあると思います。

ひとつ今あれですけれども、中学生で自転車の方はヘルメットを持ってくると。歩いてくる方は……。中学 生ぐらいなりますと、もう学校全部にヘルメットを生徒用に用意してもいい、もう体格じゃないかなと思いま すんで、この辺また検討いただければと思います。

町のほうにお聞きしますけれども、議会もそうですけれども、職員等のこの場合、どういうふうな防具を持っているのか、用意したほうがいいと思っているのか、お聞きしたいと思います。

- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁求めます。 河野総務課長。
- ○総務課長(河野 勉) 役場職員のヘルメットの貸与の関係ですけれども、現在、総務課や建設課等の一部職員には、貸与のほうをされております。

しかし、その他の職員には貸与されていない状況ですので、議員おっしゃるように、地震発生時に庁舎が、 どこか分かりませんけれども、建物倒壊ですとか、瓦礫等から身を守る備品としまして、防災用のヘルメット ということで、今後計画的に整備のほうをしてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

- ○議長(松野唱平) 10番、加藤議員。
- ○10番(加藤喜男) 議会もロッカーの中にヘルメットが入っている、ここに入れておく必要はないと思いますけれども、なるべく多くいる時間のところにヘルメットを置いておくことも、議会として検討していくべきかなと思いまして、この質問を終わります。

次に、学校の夏休みということでお聞きするんですが、教育長もご存じのようでありますが、夏休みを減ら して、その分授業を行っているところが僅か日本でもあるようであります。僅かじゃないのかな、あるようで す。

新聞によりますと、福岡県に古賀市という自治体がありまして、小・中学校の全校ではないようですが、多くの学校が夏休みを年々減らして、8年前は39日あったですけれども、この夏は25日程度に減らしたと。

きっかけは、教員の働き方改革だったようでございますが、経済的に余裕のない家庭の方への支援という効果、学校に行って、学校で給食を食べられるとかということでしょうかね。いい効果もあったということで、 県内外から結構問合せが多いということで、新聞の記事を見ました。読売新聞だったですかね。

この古賀市にある小学校では、早い教員は5時過ぎに帰り支度を始め、7時には職員室が空っぽの様子であ

るというふうに記載されておりました。

何を行ったかですが、考えるときには、週5日のうちの4日間、6時限目まである授業に着目したようです。 本町が6時限あるかちょっと分かりませんけれども、知りませんというか勉強していませんけれども、6時限 目終わりになってくると、教員・生徒に疲れが見えて、学習の効果が低下するということで、最後を少しやめ まして、その分削った授業数を補うために、夏休みを少し削るというようなことであったと思います。当然、 今の時代ですから、冷暖房効いている学校だとは思いますけれどもね。

このような状況のところもあるということで、なかなかユニークな、面白いなということでありまして、これについて、教育長のお考えでどういうふうに思っているのか、お聞きしたいと思います。

- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁求めます。糸井教育長。
- ○教育長(糸井仁志) 夏休みは、学校教育法施行令第29条で示される休業日の一つであり、市町村の設置する 学校にあっては、市町村教育委員会が定めることとなっております。

長南町では、7月21日から8月31日までと定めております。

夏季休業も含めて、長期休業は気候的に悪条件であったり、年中行事や年度の変わり目である時期に、学校生活から離れ、学校ではできない家庭や地域での生活、自主的・主体的な生活を体験し、また、心身の休養と次の機会への準備を整えるために設けられていると考えております。

夏季休業期間を短縮し、課業日を増やすことにより、授業に余裕ができるかとのご質問ですが、現在、学校の長期休業は年間10週間ほどあり、課業期間は42週程度です。

そして、学習指導要領の定める学習内容は、1日当たり五、六時間授業を行うことで、35週で学習する内容となっております。その差の7週間が校外学習や発表会、運動会、入学式などの行事や特別活動、そして、臨時休業や、さらに国民の祝日などの時間に充てられています。

課業日数を増やすことにより、教科の学習の時間を増やすという考え方ですが、子供にとって教科の学習時間という拘束感の中での負担感から、また、働き方改革からの観点からも、現状では余裕を持った授業を展開することにはつながらないと考えます。

次に、議員おっしゃったような例でございますが、課業日を増やす代わりに1日の授業数を減らして、子供 たちの学校生活に余裕を持たせるという考え方もあると思います。

冒頭述べたような長期休業の意義と天秤にかけることになると思います。ある程度のまとまった期間があるからこそ、家族との時間が取れたり、地域や民間団体との活動に参加したり、学校という集団の生活ではできない体験や経験をしたり、ぼーっとする時間を過ごせたりすることも大切なことだと考えられます。

また、教員にとっても、研修を進めたり、心身のリフレッシュを図るなど、働き方改革を図る上でも大切な 期間であると考えられます。ある程度長期にわたる休業は必要であると考えます。

今後の子供たちの生活や学校の状況、社会の変化に注目してまいりたいと考えております。 以上でございます。

- ○議長(松野唱平) 10番、加藤議員。
- ○10番(加藤喜男) ありがとうございました。

先ほどの教育長最初におっしゃった教育委員会は独自で決められるということで、独立しているんだという ことがよく分かりました。そこで今の夏季休暇が決まっておるんだと思います。

こういう情報があったということで、私もまたこういうのを教育委員会でいろいろ議論して勉強していただければと思うところであります。ひとつまたよろしく、前向きにご検討をお願いして、この質問を終わります。次に、学校給食についてということで、これは延び延びになっていた質問だったかどうか分かりませんが、我々は食べた物でできているということに皆さん異論はないと思います。安全とされる食べ物を食べることは、健康を保つ上で最も重要なことであります。

近年では、食品に何らかの手を加えた加工食品がコンビニをはじめ、スーパー等でいろいろなところで売られ、非常に便利であることから、幅を利かせておるわけであります。

一方、生鮮食品というのがありますけれども、農産物、畜産物、水産物、要は加工食品になる前の原料が生 鮮食品ということであります。

現在、日本では、加工食品に1,000種類程度の添加物、いろいろありますよね、添加物が許されておるということであります。ほぼ日本とアメリカですけれども、イギリスなどは、イギリスの食生活、食文化というのはちょっとよく分かりませんけれども、僅か21種類の添加物しか認めていないというようなこともあるようです。

この食品添加物で味を変えるとか色を変えるとか、いろいろあれですけれども、僅かな量を長期に取れば、 それだけ体も影響を受けるだろうと。

健康の被害につきましては、いろいろ言われておりますが、がんだとか鬱だとか頭痛だとか、記憶障害、内臓の異常、視力の低下、生殖機能の低下、脳腫瘍だとかリンパ腫、白血病等々がこの添加物により起こる可能性があるよということを報告しております。

ここで、学校給食になるわけでありますけれども、以前は、前回、前々回は、学校給食における調味料、さしすせそといいますかね、砂糖、塩、しょうゆとか、そういうものについて、良質な一流品を使っておりますかということをお聞きしたわけでございますが、聞くところによりますと、学校給食、誰も100%給食場で作っていると思っている方は、そんなにはいないかどうかあれですけれども、知らない方は全部作っているんだと思いますが、いやいや、そうではないよと。外部の給食専門の業者から相当な量が入っているというふうにお聞きをしております。そうですよね。そんなに給食場でそんな小さいものを何百個作れるわけがないんで、もう専門の業者に頼るしかないんだということは理解ができるわけでございますけれども、今回お聞きするのは、外部からどのぐらいのものを購入しておるか、その辺の概要で、まずはちょっとお聞きをしておきたいと思います。

- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁求めます。 三十尾教育課長。
- ○教育課長(三十尾成弘) 本町の学校給食では、調理課程の効率化やごみの軽減化等、様々な理由から、一定 の前処理が施されている加工・冷凍食品を併用して提供しております。

使用状況につきましては、本年4月から7月19日までの72回提供し、牛乳を除いた品数は315品でした。そのうち加工品の提供数は96品、内訳といたしまして、焼き・蒸し・揚げのみの工程で提供するもの、オムレツ

やギョーザ、トンカツというようなものになりますが、44品、そのまま提供するパンや麺、デザートなどは52 品でした。

品数に対する割合につきましては30.5%、また、給食費に対する割合につきましては22.1%というような状況になっております。

以上です。

- ○議長(松野唱平) 10番、加藤議員。
- ○10番(加藤喜男) ありがとうございました。

今お聞きしたものが加工品として入っていると。先ほどから話しているとおり、加工品というものはいろい ろ添加物を入れても許されるというような状況のようでございますので、またこの辺、栄養士さん等々でまた 協議していただいて、加工品の加工先についての調査、見学等も計画していただいて、こういう添加物の状況 をよくまた確認していただければと思います。ありがとうございました。

給食だけの問題ではないわけでありまして、現代人は、我々みんな食べ過ぎなんだというふうに言われておるわけでございます。空腹ではなくとも、朝昼晩食べなくちゃいけないと。また、食べるものが欧米化をしておりまして、さらに運動量が低下しておりますから、また、加工食品がいっぱい入って、添加物が入る添加物まみれ、また、農薬の影響もこれは少なくないということで、日本人は、このままで行くと壊れていくというふうに思います。

マスコミなどは、この食に関しての食べ過ぎだとかということよりも、これを食べなさい、これを食べなさいということで、プラスのことばかり言いまして、これを食べちゃいけませんよということはなかなか言いません。スポンサーがいますからね、スポンサーは神様ですから、スポンサーがいなくなっては、もう営業ができなくなってしまいますんでね、困ったと思います。

医療関係もマスコミと同様、あまりこうやって食べないほうがいいとか言わない。バランスよく食べなさいとかいうのは常套句でありましてね、じゃ、どうやって、どれがバランスがいいんだということでありますけれども、ひねくれた考えをすれば、多少病気になってもらわないと困るというようなことが、病院のお考えのどこかにあるのかもしれないと思っています。

町民の真の健康、児童・生徒も含めまして、真の健康は健康診断だけでなされるものではなくて、安全で日本人に合った食生活、運動だと思います。

先ほどの免疫に関わってきますけれどもね。そこから健康について、さらに取り組み、健康を維持して、医療業界がもうやめてくれと、これ以上健康になっちゃ困るよと言われるぐらいのことを考えていかなきゃいけないと思います。

近年、日本人のがんの患者は増加の一途をたどっておりまして、特に乳がんは断トツでトップでございます。 女性ではですね。私の周りにも乳がんで亡くなったり、患ったりする方が多く耳にすることがあります。これ も結局考えれば、遺伝は別として、小さい頃からの食生活が起因して、それが最後に出てくるということだけ ということになるかなと思います。

高額医療に行って、喜ぶのはもうドクター、医療関係、製薬関係だけなんですね。だけなので、皆さん一生 懸命生活習慣を見直して、生活習慣病にならないように、がんも生活習慣病の一種ですよねというふうに思い ますね。

学校給食だけに限らず、添加物が多く使われている加工食品が氾濫しておるわけですから、この辺、注意していかなきゃいけないし、町もこの辺をよく周知をして、町民の健康を保っていってくれるようにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(松野唱平) これで10番、加藤議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時15分からを予定しております。

(午前11時04分)

○議長(松野唱平) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

◇ 宮 﨑 裕 一 議員

○議長(松野唱平) 一般質問を続けます。

3番、宮﨑議員。

[3番 宮﨑裕一質問席]

○3番(宮崎裕一) 3番の宮崎です。議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり、件名で5件、要旨で14件について一般質問させていただきます。

最初に、環境問題についてであります。

ご存じだと思いますが、本年の4月1日から、千葉県でヤードの営業を規制する条例が施行されています。 このヤードというのは、金属片ですとか、プラスチック片を保管する場所ということで、ヤードといいます。 千葉県は、ヤードの数が全国最多であり、騒音や振動、火災の危険性もあり、以前から規制の強化が望まれて おりました。この条例では、全国の都道府県に先駆けて、初めて許可制が導入されています。

このヤード条例の正式名称ですが、千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例という長い条例になります。この条例によって、ヤードを営業するには知事の許可が必要となります。この条例には審査基準が設けられ、さらに、既存の事業者に対しても、1年以内の許可取得を義務づけております。この期限は令和7年3月31日でございます。つまり、既得権で営業できるのは、あと約半年以下となります。

東地区の町民の方から、プラスチックが山積みされ、以前には火災も発生したということをお聞きしました。 また、地下水への影響が心配だという声もあります。

そこで、お聞きします。

本町におけるヤード事業者は、何か所あるのか伺います。

- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁を求めます。
 - 三上生活環境課長。
- ○生活環境課長(三上達也) いわゆる金属スクラップヤード等規制条例でございますけれども、ご案内のとおり、本年4月1日に施行されまして、金属やプラスチックなどの使用済み製品を収集し、これを屋外にて保管する事業、こういった事業について県知事の許可を要することとなりました。新規に当該事業を始める際は、

当然に本条例の適用となるわけでございますが、条例の施行以前より業を営んでいる場合にあっても、同様に 知事許可を要する、こういうことになります。

本町においては3事業者が本条例の対象となっており、今年度中に許可申請手続を完了させる、そのような 予定であると伺っておるところでございます。

以上です。

- ○議長(松野唱平) 3番、宮﨑議員。
- ○3番(宮﨑裕一) ありがとうございます。分かりました。本町で3事業者が営業をしており、本条例の対象 として、申請手続を行っているということでございます。

そこで、その3事業者、事業名は結構でございますが、事業場、事業所の地区と、今、申請手続を完了させるというお話でしたが、予定とのことですが、もしそれが不許可だった場合、事業が継続できなくなるのかどうか、そこを確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長(三上達也) 事業者は、先ほど3事業者存在するという旨申し上げましたけれども、所在ですが、豊原に2か所、蔵持に1事業所となってございます。

許可不許可の関係でございますが、これは議員さんのおっしゃるとおりでありまして、最終的に不許可となった場合は営業ができないものでございます。

ただし、現実には、県の許可基準に満たない事項については県の指導、それから、事業者側では是正措置、こういった手順で進んでいくものと想定しておりますけれども、事業者側で最終的に基準を満たせないとなった場合には、不許可という流れになるものと把握しておるところでございます。

以上です。

- ○議長(松野唱平) 3番、宮﨑議員。
- ○3番(宮崎裕一) ありがとうございました。3事業者の地区と、不許可の場合には営業ができないということを確認させていただきました。

その中で、許可申請の手続の流れの中で、住民説明会の実施や、その結果を県に報告しなくてはいけないということで、住民周知の実施報告書というような提出が求められるというふうにフローチャートではなっておりますが、そのあたり、住民説明会が実施されているのかどうか確認をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長(三上達也) 3事業者の現在のところの動きというところでございますが、現在のところ、住 民説明会等の具体的な動きについては、今、聞いていないという状況であります。

以上でございます。

- ○議長(松野唱平) 3番、宮﨑議員。
- ○3番(宮﨑裕一) 分かりました。

事業者の周辺の町民の方々は、先ほども言いましたけれども、火災があったり、この後、要旨で聞きますけれども、地下水への浸透等があるということで非常に心配をしております。全部の事業者を見たわけではありませんけれども、数か月前には、最初に述べたようにプラスチックが山積み、野積みをされていたような状態です。今はフレコンバックに入れられて、屋外で保管されているという状況です。

許可申請基準に適合しなくてはいけないとは思いますけれども、次の要旨ですけれども、騒音対策、火災発生対策、地下水への浸透防止などの措置が図られているのかどうか伺います。

- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁を求めます。
 - 三上生活環境課長。
- ○生活環境課長(三上達也) 先ほどの答弁の中で申し上げました県の許可を受けるに当たっては、条例で定める許可基準に適合する必要がございます。この基準は、騒音・火災防止対策のほか、油等の流出にも配意したものとなってございます。このほか、現場責任者の設置義務であるとか、許可番号を掲示した標識の設置等、多岐にわたるものとなってございます。

県は、こうした事業者に対して必要な検査を行うほか、義務違反に対して懲役や罰金刑を科す条例の立てつけとなってございます。

以上です。

- ○議長(松野唱平) 3番、宮﨑議員。
- ○3番(宮﨑裕一) ありがとうございました。

そこら辺、このヤード条例の県の対策のところは、県の環境生活部のヤード・残土対策課というところが管理をしておりますけれども、そことの連携をよろしくお願いしまして、次の要旨に移ります。

昨日、河野議員から、井戸の生活用水に関する一般質問がされておりますが、本年度の令和6年度予算の衛生費において、水質調査事業として200万2,000円を計上しております。これにつきましては、河川や地下水等への水質検査を行うというふうになっておりますが、どの箇所で水質検査が行われているのか、また、ヤード事業者近隣住宅の地下水の調査を行っているのかどうか伺います。

- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁を求めます。
 - 三上生活環境課長。
- ○生活環境課長(三上達也) 今年度の当初予算に計上されております水質調査につきましては、対象の箇所としては、河川17か所、それから、昨日も申し上げました地下水5か所、井戸水でございます。そのほかに、ゴルフ場の農薬検査5か所、それから工業団地での調整池、これの1か所分の費用が当初予算に計上されているものでございます。

このうち、地下水の5か所については、主に井戸水の調査を行うというものでございまして、調査箇所については、現在のところ、産業廃棄物の処理施設あるいは工場の近隣を中心に、町側で選定をしておるところでございます。また、このほか、県でも1か所の井戸水の調査を実施しておりまして、本年度は小生田地先において、つい先日、採水をしたところでございます。本件についても、調査箇所は町側で選定しておりまして、ご質問にありましたヤードにつきましても、今後、近隣の井戸を選定していくこととなるものと考えておるところでございます。

以上です。

- ○議長(松野唱平) 3番、宮﨑議員。
- ○3番(宮﨑裕一) ありがとうございます。

地下水の調査5か所ということで、昨日も話がありましたけれども、昨日の話だと統計が古いということで、町内全部で井戸が450あるとかという話がありましたけれども、河野議員なり、加藤議員も先ほど言っていましたけれども、やはり水質の検査はしっかりやるべきで、5か所でどうなのかなということも疑問に残りますけれども、ただ、今回、ヤードの話をさせていただいていますので、特に、先ほども言ったように近隣の井戸の調査をしていただけるということですので、ぜひよろしくお願いをして、次の件名に移りたいと思います。

2件目の件で、ドローンによる地域課題の解決についてであります。

香取の東庄町では、本年6月に国際ドローン協会と包括連携協定を締結し、住みよいまちづくりを進めています。この協定は、災害時においては被災状況の確認、それから安全な避難経路の確認、地域の安全に関しては太陽光パネルの設置検査や道路、橋梁等の現況の確認、また各種イベントの補助、それからドローン教室の開催に取り組んでいるとのことであります。

令和3年第2回の定例会において、故板倉議員が、ドローンを活用した災害協定を結んではどうかという一般質問をしております。そのときの答弁は、特性を生かした災害時の迅速な被害確認や情報収集などへの活用が期待でき、今後、農業団体等の各種団体とも協議を重ねて進めていきますという話でした。

ただ、この質問については、農業団体に補助、購入したドローンのことを言っているんですけれども、農業用のドローンを災害とかで使うのはなかなか難しいのかなというふうに考えております。災害協定はいいと思うんですけれども、今回は、そこでお聞きしたいと思います。

旧東小学校でドローンスクールを開校している株式会社クラフティさん、越後屋ドローンスクールとの災害 等に向けた包括連携協定を締結してはと考えますが、その考えを伺います。

- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁を求めます。 河野総務課長。
- ○総務課長(河野 勉) ドローンは、自治体におきましても、防災や災害、インフラ点検、農林業、観光など、様々な分野の自治体業務で効率化や住民サービスの向上に大きく貢献をする技術であり、積極的な活用に向け、企業との連携は不可欠だと考えております。

長南町にございます株式会社クラフティ、旧東小学校ですけれども、これまでも庁舎の建設事業ですとか、 花火大会の空撮等、ご協力をいただいております。ドローンを活用した地域活性化や地域課題解決の取組に向けた協定の締結につきましても、前向きなお話をいただいておりますので、今後、具体的な協定の内容等について協議のほうを進めてまいりたい、このように考えております。

以上です。

- ○議長(松野唱平) 3番、宮﨑議員。
- ○3番(宮崎裕一) 分かりました。ぜひ協定内容を協議して前進をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の要旨でありますが、先ほど述べたように、災害時の避難状況とか避難経路の確認、太陽光パネルの設置

検査、それから、これを使うことによって、町職員の業務にも非常に有効ではないか。また、労力の削減にも つながるというふうに考えます。

そこで、町職員が先ほどのドローンスクールに行って、ドローンパイロット資格を取得し、そういう事業に 活用してはと思いますが、考えを伺いたいと思います。

- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁を求めます。 河野総務課長。
- ○総務課長(河野 勉) 町職員がドローンパイロットの資格を取得するに当たりましては、まずは、活用ができる事業の具体的な洗い出しですとか、調査をしました後、活用ができる事業がございましたら、ドローンパイロット資格の取得について進めてまいりたい、このように考えております。 以上です。
- ○議長(松野唱平) 3番、宮﨑議員。
- ○3番(宮崎裕一) 分かりました。ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。

ちなみに、この資格なんですけれども、国土交通省の認可の二等操縦資格であれば、レベル1の空撮、橋梁 点検、レベル2の農薬散布、土木測量、レベル3の無人地帯における目視外飛行が可能となります。レベル4 になると、これは有人地帯を飛ばすことになりますので、これは一等操縦士の資格が必要というふうになりま す。

ちなみに、越後屋ドローンスクールさんは、講師が5人ぐらいいらっしゃいますけれども、全て二等の資格を持った方々ですので、大体の業務、例えば先ほど言いました建設課の橋梁検査だとか、生活環境課の太陽光パネルの検査とか、多岐にわたって町の業務には使えるのかなと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の件名に移りたいと思います。

循環型農業への支援についてであります。

循環型農業は、化学肥料や農薬の使用を抑えつつ、使用する資源を循環させて、自然環境への負荷を軽減することができます。本町における循環型農業への取組状況について伺います。

- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁を求めます。石川産業振興課長。
- ○産業振興課長(石川和良) 本町の循環型農業の取組状況につきましては、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う環境保全型農業直接支払交付金の制度を活用し、現在、長南町有機農業推進協議会において、有機農業4名、面積が3.73~クタール、カバークロップ1名、面積0.82~クタールで実施しておるところでございます。

以上です。

- ○議長(松野唱平) 3番、宮﨑議員。
- ○3番(宮﨑裕一) ありがとうございます。

循環型農業ということで、今回、この質問をさせてもらっているんですけれども、今、答弁がありました有機農業で4名の方、それから全体では4.5~クタールということになりますけれども、次の要旨にちょっと入

りますけれども、やはり水稲農家さんは、今、もみ殻の処分に非常に困っているという実態がございます。その中で、本町では集落営農組織への農地の集積が進む一方で、そのもみ殻の処分についての課題が挙げられると思います。

もみ殻については、今までかずさ有機センターに搬入して堆肥化をしておりましたけれども、今回、かずさ 有機センターが規模を縮小しております。こういう中で、今後、庁内で循環型農業を進めていく中で、共同で 利用できる堆肥化施設を設置する考えはあるかないか、そこについてお聞きしたいと思います。

- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁を求めます。 石川産業振興課長。
- ○産業振興課長(石川和良) かずさ有機センターでは、人件費、原油価格高騰、酪農家の減少により堆肥生産 の維持が大変困難なことにより、販売範囲など、堆肥販売を見直したとのことでございます。

本町でも、今までもみ殻をかずさ有機センターに出していた水稲農家等は、もみ殻の処分に悩んでいるところでありますが、ここ数年、このもみ殻処理については、郡内及び県内の水稲農家の共通の課題であります。 本町は酪農農家が2件あることから、もみ殻と混ぜ、堆肥化をすることは、農畜連携により可能であると考えますが、町が施設を設置することについては、今後、調査研究をしてまいります。

以上でございます。

- ○議長(松野唱平) 3番、宮﨑議員。
- ○3番(宮﨑裕一) 分かりました。

今後、町が設置するかについては、調査研究とのことでありますけれども、堆肥を作る方法といいますけれども、堆肥化をする施設の方法ですけれども、攪拌機械を使う方法の密閉型と開放型があります。堆肥舎に堆積する3タイプにも、この堆肥化施設は分類されます。狭い土地でも可能なのが密閉型という施設になりますが、これは、機械代なり、コストが非常に莫大な金額がかかります。逆に、初期投資が非常に少ない堆積式、野積みをしてローダーで返すというようなところは、逆に、非常に広い土地が必要になるというふうになっております。

先ほども言いましたけれども、もみ殻の処分については、山手の水稲生産者、睦沢、長柄、長南も同様に、 課題であるという話が出ております。ここは、長南、本町だけでなく、3町合わせて研究なりを進めていって いただければと思います。

次の要旨ですが、先ほど共同の堆肥舎、堆肥施設の話はしましたけれども、堆肥化の施設を設置した場合、 営農組合や酪農家が設置した場合の支援はないのかどうか、そこについて考えを伺います。

- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁を求めます。 石川産業振興課長。
- ○産業振興課長(石川和良) 営農組織や酪農家が設置した場合ということでございます。

こういった場合、牛ふん等を扱うことから、周辺環境に考慮し、施設の位置の選定を行わなければならない と思われます。このようなことから、酪農家や営農組合の敷地内、また所有地が想定されますが、町内水稲農 家に対し事業効果が見込める事業であれば、国のみどり戦略の補助事業が活用できるのではないかと考えております。 以上です。

- ○議長(松野唱平) 3番、宮﨑議員。
- ○3番(宮崎裕一) 分かりました。みどり戦略事業ということで活用を進めていくというような話であります。 農業者はくん炭作りなどをしていますが、これは廃棄物処理法上では例外的に認められておりますが、この 行為がもし周辺住民に煙や臭いで迷惑を及ぼす場合には、行政指導の対象ということにもなります。しかしな がら、もみ殻は水稲の育成に非常に必要なケイ酸が含まれておりまして、牛ふんと合わせ、堆肥化を進めれば、 先ほどいろいろお話がありましたけれども、今年、お米が非常に高いということでありますけれども、コスト も上がっているので高いということですけれども、肥料等に係る経費削減にもつながると思いますので、ぜひ 循環型農業、堆肥化の検討をして、やはり本町の第一の産業でございます水稲に生かしていければと思います ので、よろしくお願いをしたいと思います。

次の件名に移りたいと思います。

地域計画の進捗状況についてであります。

茂原市や長生村では、既に、地区ごとに準備が整い次第、ホームページ等で地域計画が公表されております。 本町における地域計画策定状況の進捗と併せて、今後の集落営農組織の状況について伺います。

○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長(石川和良) 地域計画の公表につきましては、長南町は、策定に向けたスケジュールで、各地区において3回の座談会を計画し、令和6年3月に第1回目、7月に第2回目を実施、最後、11月に3回目を行った後に結果を取りまとめ、公表いたします。

今後の集落営農組織の状況でございますが、現在、2地区にて組織化の検討がされている状況でございます。 以上です。

- ○議長(松野唱平) 3番、宮﨑議員。
- ○3番(宮崎裕一) 分かりました。3回目の座談会を終了後の11月には公表できるということで、了承いたしました。また、集落営農組織化については、2地区で組織化の検討がされているということで、非常によいことだと思います。

しかし、地域計画をつくっていく中で、しっかりと座談会をやって、地域の農業者の話を聞くことは大事なんですが、一方で、谷津田、1番奥のほうの、ぶかぶかで、もうなかなか田んぼの耕作が難しいようなところは条件不利地として、耕作者あるいは担い手がもういないという課題も残りますので、そこら辺もしっかり議論をしながら、地域計画の策定に当たっていただければと思います。

次の要旨に移りたいと思います。

本町は、町単独の補助事業により支援した結果、県内でも有数の集落営農組織と担い手が地域の水田を守っております。今後、補助率の低下や複合経営による資金力の確保が課題となってくると思います。また、後継者となる若手の確保など、どのように町は考えているのか、考えをお聞きします。

○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長(石川和良) 本町においての農業関係補助事業につきましては、メニュー、補助率等、近隣市町村と比べても高い水準であると考えております。今後の補助率につきましては、地域計画の個人農家、それと担い手農家の経営面積の増減等を見据え、中規模程度の経営農家に対しても補助事業の検討が必要ではないかと思っております。

複合経営につきましても、水稲プラス野菜なども県内では取り組まれておりますが、本町においては湿田が多く、野菜等への転換が困難ではありますが、新たな取組と要件と合えば、経営所得安定対策事業の交付対象となります。

このように、新たな水田利活用の取組を実施し、農業所得の向上、生産性の向上を目指す者に対し、就農経営開始初期の設備投資支援、農地集積支援などをし、担い手確保に努めてまいりたいと考えております。 以上です。

- ○議長(松野唱平) 3番、宮﨑議員。
- ○3番(宮﨑裕一) 分かりました。ありがとうございます。

長南町は、各町村というか、千葉県内でも補助は本当にいいなと、よく声を聞いております。ぜひ、そこら 辺の補助の関係もしっかりお願いしたいというふうに思います。

また、米プラスワン事業ということで複合経営を振興して、いろいろなところでサトイモを作ったりして生 産基盤の強化を進めている産地もございます。

ちなみに、長生農協においても、毎月、農業事務所と生産振興会議を開催しております。その中で、新たな 生産品目を検討しております。例えば、睦沢でタマネギを作ってみようとか、ニンニクを作ってみようという ことで生産品目をいろいろ取り組んでいますが、いまだにまだぱっとしたものはありませんけれども、ここら 辺を農協なり、農業事務所と連携をして、ぜひ進めていただければというふうに思います。やはりお金がもう からなければ、農業者もどんどん減っていくという形になりますので、そこら辺をお願いして、次の要旨に移 りたいと思います。

令和7年3月末で、農業経営基盤強化促進法に基づく手続がなくなります。全て、農地については、中間管理機構を通じた契約になり、また、農振除外や農地転用許可も地域計画から除外するということになります。 今までは、農地は相対で、ある程度貸し借りができたんですけれども、そのことで町民、生産者等に周知はなされているのかどうか伺います。

- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁を求めます。石川産業振興課長。
- ○産業振興課長(石川和良) 従来の農用地利用集積計画による利用権設定、これは相対の農地賃借契約が廃止され、中間管理事業の推進に関する法律、いわゆる農地バンク法でございますが、それに基づく農用地利用集積促進計画による中間管理機構を通した契約に、令和5年4月1日より一本化されているところでございます。なお、経過措置といたしまして、令和7年3月末までの間は従来の相対での賃借契約が可能となっております。

この農地の貸し借りについて手続が変わることへの周知につきましては、町の広報7月号に掲載させていた だいておりますが、賃借契約の満期更新を迎える貸手、借手の方に対し、終期通知と併せて、貸手の方へは中 間管理機構との契約、また、その農地を中間管理機構が借手との契約に変更となった旨を説明しているところでございます。

なお、農振除外及び農地転用許可の手続については、賃借契約手続の変更については直接的には影響しないが、そのような問合せがある場合は、個別に説明の上、対応をさせていただいておるところでございます。 以上です。

- ○議長(松野唱平) 3番、宮﨑議員。
- ○3番(宮崎裕一) そこで、1点だけ聞きたいんですけれども、終わる通知というんですか、今、私も農地を貸しておりまして、5年だったかな、3年だったかな、満期というか、終わる時期が来ると思うんですけれども、それについては、貸手側にも中間管理機構から、もう終わりですよという通知が来るんでしょうか、どうでしょうか。そこをお伺いしたいと思います。
- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁を求めます。 石川産業振興課長。
- ○産業振興課長(石川和良) 今現在、終期通知につきましては、町のほうから出手、借手双方に出しておると ころでございます。

また、令和7年3月以降につきましては、中間管理機構ではなく、現在と同じような状況で町のほうから多 分通知するのではないかと考えております。

以上でございます。

- ○議長(松野唱平) 3番、宮﨑議員。
- ○3番(宮﨑裕一) 分かりました。ありがとうございます。

なかなか、どうしても中間管理機構を通さなければいけないという、国が決めたことですから仕方がないんですけれども、何かいろいろ分かりにくい点があると思いますので、その辺はしっかり説明あるいは対応をして、住民の方々、生産者の方々が困らないようにお願いをしたいというふうに思います。そのことをお願いして、次の件名に移らせていただきます。

児童・生徒の交通安全対策についてをお聞きします。

令和元年の第3回定例会において、通学路における安全点検及び対策について、私から一般質問させていただいております。また、令和3年第3回定例会では、和田元議員から、八街市における通学路下校中の事故を受け、通学路の安全点検について質問がされております。

当時の答弁では、役場、学校、PTA、茂原警察署と長生土木事務所等が参加して緊急安全点検を実施した というなところでございました。また、安全な通学のためには、歩道の整備や道路の改修が不可欠であり、教 育委員会としては、千葉県町村教育長協議会や千葉県市町村教育委員会連絡協議会を通じ、交通安全施設整備 事業への必要な予算配分について要望できるよう協議するとの答弁でありました。

その中で、今回の質問の要旨ですけれども、危険な場所の点検は毎年行っているのかどうか、また、その場所はその都度毎年見直しされているのかどうか伺います。

○議長(松野唱平) ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三ツ本教育課主幹。

- ○教育課主幹(三ツ本 勝) 毎年、通学路の安全点検を関係団体と行っております。令和5年度の点検箇所につきましては、15か所ありまして、危険な場所の内容や安全対策について検討しています。 以上です。
- ○議長(松野唱平) 3番、宮﨑議員。
- ○3番(宮﨑裕一) ありがとうございます。毎年見直していると。令和5年で15か所ということでございます。 やはり、その場所場所、時期によったり、あるいはいろいろな、今、構造物があったり、変化はすると思いま すので、そこは毎年見直しをしていただければというふうに思います。分かりました。

次の要旨に移りたいと思います。

次の要旨なんですけれども、生徒の、特に中学生になりますけれども、通学路において、歩道の整備が進まない。これは県道なんですけれども、これは私も何回も質問させてもらっているですけれども、なかなか、県がやっていることで、歩道はお金もかかるし、できないというのは重々分かります。しかしながら、歩道のない場所、ここには草が生い茂っておりまして、道路側まで伸びているような状況があります。中学生は、その草を避けながら通学をしているような状況でございます。こういうところも草刈りをして、安全を確保すべきではないかと思いますが、そういう考えについて考えをお聞きします。

- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁を求めます。 三ツ本教育課主幹。
- ○教育課主幹(三ツ本 勝) 安全確保を必要とした場合につきましては、道路管理者、国県道は長生土木事務所へ、また町道につきましては町の建設課へ連絡し、草刈りなどを要望しております。 以上です。
- ○議長(松野唱平) 3番、宮﨑議員。
- ○3番(宮崎裕一) 分かりました。ありがとうございます。

実際、私も何回か相談を受けまして、町に要望書を出させていただいた経過がございます。そういう中で、 県道ですから、長生土木事務所というところにも要望しますという話なんですけれども、要望して半年も1年 もたってから刈ってもどうしようもない。今すぐ刈らなければ、事故はいつ起きるか分からない。特に、要望 させてもらった千田のインター地先ですけれども、非常に交通量が多い。子供たちは、歩道がなく、どうして もそこを通らなければいけないというところがありますので、そこら辺で、今、主幹から答弁いただきました が、教育長、どんなふうなお考えか、あれば、よろしくお願いします。

- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁を求めます。糸井教育長。
- ○教育長(糸井仁志) 子供たちの交通安全については、できる限りのことをしていかなければならないと考えております。県道になると管理者の問題も起こってきて、今までは地元の人たちが手弁当でやってくださっているような状況がありました。ただ、今は安全の管理とか、いろいろな問題が起こって、地元の人たちがやっていくというのもなかなか厳しい状況になっていると思います。長生土木事務所に関しても、町を通して要望していきたいと考えております。
- ○議長(松野唱平) 3番、宮﨑議員。

○3番(宮崎裕一) 今回は、そういうことで要望書を区長名で出させていただきましたけれども、今後、また そういうことがあれば、当然、区長名で要望を出していただいて、町のほうからしっかり長生土木事務所等々 につなげていただければというふうに思います。

やはり先ほども言いましたけれども、八街の事故で、お子さん2人亡くなったのかな。その後に大騒ぎになって、いろいろな点検をやったり、危険な箇所を巡回したりという話で、喉元過ぎれば熱さを忘れるではないですけれども、何かもうそのとき、終われば終わってしまうみたいなんですけれども、本当にいつ事故が起きても不思議ではないというような状況にありますので、そこら辺はぜひ点検のほう、あるいはそういうことを土木事務所のほうにつなげて、県道なんだからということで。

県道で通学路でないところ、米満のほうもいろいろ、草刈りがどうのこうのという要望もありますけれども、 そこはちゃんと歩道が整備されていますので、そこまでの影響はないかなと。特に、棚毛から千田のほうに向 かってくるところ、そこはどうしても歩道がない箇所を特に点検というか、よく見るようにお願いをして、最 後の要旨に移りたいというふうに思います。

児童・生徒の登下校を見守っていただいているボランティアの方々に、私は一般質問をさせていただきまして、数年前に帽子を配布していただきました。ありがとうございました。

その帽子は、私も毎日立っておりますけれども、ライトグリーンというんですか、グリーンで、ベストが茶色ということで、帽子もベストも、4年、5年やっていますので、色あせてきている方も、私もそうなんですけれども、帽子がもうグリーンなのかどうか分からなくなってきていますけれども、できれば、ベスト等はそんなに高いものではないですけれども、ボランティアの方々に、ベストと帽子、例えば同じグリーンというか、ライトグリーンみたいな、同色で再度配布をしてはいただけないかなというふうなことで聞きたいと思います。オシビ小学校とか、あそこら辺をよく通って登下校を見ているんですけれども、ボランティアの方が一生懸命旗を振ってやっていますけれども、帽子もベストも同じ色で統一をされている。やはりすごいなというふうに思って見ておりましたけれども、そういう考えがないかどうかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(松野唱平) ただいまの質問に対して答弁を求めます。
 - 三ツ本教育課主幹。
- ○教育課主幹(三ツ本 勝) 現在の見守りボランティアの登録者数につきましては、おかげさまで22名となっております。また、ベストと帽子の配布については、在庫がまだありますので、新規の方や古くなった方へ配布してまいりたいと思っております。

今後、新しいものを購入する際には、ベストと帽子の統一も考慮してまいりたいと思います。 以上です。

- ○議長(松野唱平) 3番、宮﨑議員。
- ○3番(宮﨑裕一) ありがとうございます。

まだ在庫がたくさんあるということで、あるものを無駄にしてもしようがないので、それは使っていただければというふうに思いますけれども、在庫があって、どのタイミングで交換をしてくださいと言うのかどうか。 だから、できれば、スクールバスの運行協議会とか、いろいろ機会はあると思うんですけれども、そこで、 ぜひボランティアの皆さんに、交換できますよ、あるいは新たになった方にも配布できますよということをしっかり周知していただきたいというふうにお願いをして、以上で私の一般質問は終わらせていただきます。 ありがとうございました。

○議長(松野唱平) これで、3番、宮﨑議員の一般質問は終わりました。

◎日程の追加

○議長(松野唱平) 本日、議会運営委員会を開催し、議会運営委員会委員の補充選任についての追加日程案が 出されましたので、これから配付します。

ここでお諮りします。

お手元に配付いたしました追加日程第1、議会運営委員会委員の補充選任についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(松野唱平) 異議なしと認めます。

よって、追加日程1を日程に追加し、審議することに決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の補充選任について

○議長(松野唱平) それでは、追加日程1、議会運営委員会委員の補充選任についてを議題といたします。 お諮りします。

ただいま議題となっております議会運営委員会委員の補充選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(松野唱平) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

議会運営委員会委員は、委員会条例第4条第2項に、委員の定数が6名とあり、各常任委員会から3名としていることから、補充選任については、鈴木議員を指名いたします。

追加日程1、議会運営委員会委員の補充選任については、ただいまの指名のとおり、委員を選任することと 決定いたしました。

それでは、議会運営委員会委員に選任されました鈴木議員から挨拶をお願いします。

- ○2番(鈴木ゆきこ) このたび、議会運営委員に任命させていただきました鈴木ゆきこです。
 - 一生懸命頑張ってまいります。どうぞよろしくお願いいたします。 (拍手)
- ○議長(松野唱平) ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長(松野唱平) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。 次の本会議は9月10日の午前10時から会議を開きます。 本日はこれで散会といたします。 ご苦労さまでございました。

(午後 0時00分)